

岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、既存の建築物の耐震診断等を実施する当該建築物の所有者に対し、予算の範囲内において岡山市建築物耐震診断等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。

(2) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条第2号及び第3号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。

(3) 指示対象建築物 法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。

(4) 耐震診断等 既存の建築物の地震に対する安全性を把握するために行う次のいずれかに該当する耐震診断及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法により行う既存の建築物の耐震診断、補強計画とその計画後の耐震診断及び部分補強計画とその部分補強計画後の耐震診断。

(ア) 岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法又は精密診断法

(イ) 「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について

て」（平成31年1月1日付け国住指第3107号）別添認定の表に規定する耐震診断の方法

イ 構造計算書等の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。以下「住宅性能評価」という。）

(5) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員
(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、既存の建築物の耐震診断等を実施する事業とし、その種別については、別表に掲げるとおりとする。

2 前項本文の場合において、木造住宅耐震診断等事業にあつては、一般社団法人岡山県建築士事務所協会（以下「協会」という。）に補助事業の実施を委託しなければならない。

(耐震診断等の実施)

第4条 耐震診断等は、次に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める者が行わなければならない。ただし、住宅性能評価にあつては、この限りでない。

(1) 木造住宅耐震診断等事業 協会に属する建築士のうち、木造住宅耐震診断員

(2) 前号以外の補助事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に所属する建築士。ただし、マニュアルにより掲げる一般診断法又は精密診断法を行う場合は木造住宅耐震診断員

(3) 前2号の規定にかかわらず、要安全確認計画記載建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。）第5条第1項に規定する耐震診断資格者

(評価)

第5条 耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。）は、その結果について岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定による岡山県知事が

指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものでなければならない。ただし、要安全確認計画記載建築物の耐震診断等の結果については、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会又はその他知事が認めた機関の評価を受けたものをもってこれに代えることができる。

(補助対象建築物)

第6条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、別表補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象建築物の欄に掲げる要件のいずれも満たす建築物とする。

(補助事業者)

第7条 補助事業者は、前条に規定する補助対象建築物に係る者又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者
- (2) 補助対象建築物のうち区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体又は市長が別に定めた者
- (3) その他市長が別に定めた者又は団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

(補助金の交付の制限)

第8条 補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物について、同一内容の補助事業につき1回までとする。ただし、補強計画及び部分補強計画はどちらかのみ対象とする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に掲げるものとする。

2 補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

（補助金額）

第10条 補助金額は、別表補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の合計額に同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助事業に着手する前に木造住宅耐震診断等事業にあつては岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付申請書（木造住宅）（様式第1号）を、戸建て住宅耐震診断等事業、建築物耐震診断等事業及び要安全確認計画記載建築物耐震診断事業にあつては岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付申請書（戸建て住宅・建築物）（様式第2号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 木造住宅耐震診断等事業（精密診断法による耐震診断等を除く。）にあつては、次に掲げる補助対象建築物に係る書類とする。

ア 建築の工事着手時期が推測できる書類

イ 付近見取図

ウ 市税の滞納無証明書

エ 補助対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の法人登記簿謄本

オ 要安全確認計画記載建築物に該当する場合にあつては、配置図及び道路関係立面図（様式第3号）

(2) 前号以外の補助事業にあつては、前号に掲げるものに加えて次に掲げる補助対象建築物に係る書類とする。

ア 事業計画書（様式第4号）

イ 見積書及び見積内訳書の写し

ウ 登記簿謄本

エ 補助対象建築物が区分所有建築物で、建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理組合がある場合は、組合規約及び耐震診断等実施に係る決議書の写し

オ 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者等）又は当該建築物の所在する土地所有者とが異なる場合は、補助事業者の責において、これら利害関係者へ耐震診断等実施に係る説明を行った内容の報告書及び耐震診断等事業を円滑に進めることを示した文書

カ その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

（決定通知）

第12条 規則第8条の規定による通知は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（計画変更等の承認）

第13条 規則第12条の規定による計画変更等の申請は、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

(1) 補助金の交付決定額に変更が生じるとき 岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付決定額変更申請書（様式第6号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 岡山市建築物耐震診断等事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。

3 規則第12条の承認は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は岡山市建築物耐震診断等事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）を

補助事業者に通知することにより行うものとする。

(着手届及び完了届)

第14条 規則第15条に規定する着手届は、岡山市建築物耐震診断等事業着手届(様式第10号)に契約書の写しを添付して市長に提出しなければならない。ただし、木造住宅耐震診断等事業(精密診断法による耐震診断等を除く。)にあつては、着手届の提出は要しない。

2 規則第15条に規定する完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い期日までに、岡山市建築物耐震診断等事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。ただし、木造住宅耐震診断等事業(精密診断法による耐震診断等を除く。)にあつては、次に掲げる第3号及び第4号の書類の添付は要しない。

(1) 耐震診断等の報告書

(2) 耐震診断評価機関による評価書の写し(住宅性能評価による耐震診断等を除く。)

(3) 事業実績明細書(様式第12号)

(4) 領収書の写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第16条 規則第17条に規定する通知は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付額確定通知書(様式13号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第17条 規則第19条第2項に規定する請求は、岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付請求書(様式14号)を市長に提出して行わなければならない。

2 木造住宅耐震診断等事業(精密診断法による耐震診断等を除く。次項において同じ。)の補助事業者は、補助金の受領を協会に行わせること(以下「代理受領」という。)とする。

3 協会は、補助事業者から木造住宅耐震診断等事業を受託したときは、前項の規定に同意したものとみなす。

(公表)

第18条 市長は、本事業の耐震診断の結果を遅滞なく公表するものとする。ただし、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第5条各号に定める情報は公表してはならない。

(取引上の報告)

第19条 補助事業を完了した者は、当該建築物を譲渡しようとするとき、貸与しているとき、又は貸与しようとするときは、譲受人となる者、賃借人又は賃借人になる者に、耐震診断等の結果を報告しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定のうち木造住宅耐震診断事業以外の事業については、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に委託業務が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条，第6条，第9条，第10条関係）

補助事業の種別	補助対象建築物	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
<p>木造住宅耐震診断等事業</p>	<p>(1) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業の補助対象建築物以外の一戸建て住宅であること。</p> <p>(2) 市内に存すること。</p> <p>(3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅であること。</p> <p>(4) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの。 イ 丸太組工法 ロ 建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 条の規定による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 38 条の規定に基づく認定工法</p> <p>(5) 地上階数が 2 以下のものであること。</p>	<p>次に掲げる経費の合計額とする。ただし，136千円／戸を上限とする。</p> <p>(1) 耐震診断等の経費 ただし，第2条第2項第4号アに係るものは，マニュアルに掲げる一般診断法又は精密診断法によるものに限り，第2条第2項第4号エに係るものは，住宅性能評価に係る費用相当分に限る。</p> <p>(2) 第5条の評価に係る経費</p>	<p>2/3 ただし，一般診断法による事業は除く。</p>	<p>(1) 現況診断，補強計画及び部分補強計画とも一般診断法による事業のうち，補助対象建築物の延べ床面積が200㎡以下のものにあつては，80千円（延べ面積200㎡を超えるものにあつては100㎡に達するまでごとに8千円を加算した額）を上限とする。</p> <p>(2) 精密診断法等による事業にあつては，88千円を上限とする。</p>
<p>戸建て住</p>	<p>(1) 木造住宅耐震診断</p>	<p>次に掲げる経費の合</p>	<p>2/3</p>	<p>88千円</p>

<p>宅耐震診断等事業</p>	<p>等事業及び要安全確認計画記載耐震診断事業の補助対象建築物以外の一戸建て住宅であること。 (2)市内に存すること。 (3)昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅であること。</p>	<p>計額とする。ただし、136千円／戸を上限とする。 (1)耐震診断等の経費 ただし、第2条第2項第4号エに係るものは、住宅性能評価に係る費用相当分に限る。 (2)第5条の評価に係る経費</p>		
<p>建築物耐震診断等事業</p>	<p>(1)木造住宅耐震診断等事業、戸建て住宅耐震診断等事業及び要安全確認計画記載建築物耐震診断事業の補助対象建築物以外の建築物であること。 (2)市内に存すること。 (3)昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物であること。</p>	<p>次に掲げる経費の合計額とする。 (1)耐震診断等の経費 (2)第5条の評価に係る経費 ただし、補助対象経費の上限額は次に掲げる金額の合計とする。 (1)延べ床面積が1,000㎡以内の部分 3,670円／㎡ (2)延べ床面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円／㎡ (3)延べ床面積が2,000</p>	<p>2 / 3</p>	<p>(1) 指示対象建築物にあっては、3,000千円を上限とする。 (2) 上記に掲げる建築物以外にあっては、1,500千円を上限とする。</p>

		m ² を超える部分 1,050 円/m ²		
要安全確認計画記載建築物耐震診断事業	(1) 要安全確認計画記載建築物であること。 (2) 市内に存すること。	次に掲げる経費の合計額とする。 (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第2項第4号アのうち、補強計画及び補強計画後の耐震診断に係るもの並びに同号エに係るものは除く。 (2) 第5条の評価に係る経費 ただし、補助対象経費の上限額は次に掲げる金額の合計とする。 (1) 延べ床面積が 1,000 m ² 以内の部分 3,670 円/m ² (2) 延べ床面積が 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分 1,570 円/m ² (3) 延べ床面積が 2,000 m ² を超える部分 1,050 円/m ²	1 / 1	

		設計図書の復元，耐震診断評価機関の評価取得等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,570 千円を限度として上記に加算する。		
--	--	---	--	--